



東地申第11号「埼京運輸区設立等について」に関する申し入れを提出

JR東労組東京地本は、埼京運輸区設立について、昨年の12月1日に行った解明交渉での内容を含め、関係職場の組合員と議論を重ねてきました。関係する組合員、社員からは未だ、大宮運輸区(仮称)の廃案による不信感や、支社間異動に対する抵抗感が聞こえてきます。また、昨年提出した「建白書」にも記載がある通り、ジョブローテーション施策の「概ね10年」の考え方についても、基準が不明確であり多くの社員から不安の声が寄せられています。12月1日実施の解明交渉の会社回答では、「概ね10年」が目安であることが、明らかになりましたが、10年という具体的な数字の起算日はいつとなるのか、その基準を会社は明確に回答すべきと考えます。会社が示す埼京運輸区の新たな職場の使命として掲げられた「お客さまから親しみ愛される川越線・埼京線」を実現するには、まずは働く組合員、社員が会社や職場、および担当線区への愛着と誇りを持つことが重要です。よって、働く組合員・社員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」を実感できる埼京運輸区をつくりだすために、東京地本は精力的に交渉に臨みます。申し入れ内容は今の通りです。

【申し入れ項目】

(共通)

1. 埼京運輸区における内勤体制を具体的に示すこと。
2. 埼京運輸区設立と同時に同職場へ異動する社員については、「新たなジョブローテーションの実施」による「概ね10年」を起算し直すこと。
3. 支社間異動により発生する、これまでの業務等との変化に対して、どのような対策や教育を行っていくのか、具体的に示すこと。
4. 輸送の安全性確保の観点から、社員が新たな職場環境や業務内容等に慣れるまでは、埼京運輸区社員に対して車掌、内勤、営業統括センターへの兼務は行わないこと。
5. 埼京運輸区の社員代表選はどのように行うのか示すこと。
6. 突発的な制服の汚損や水濡れ乾燥などに対応するために、埼京運輸区の職場内に洗濯機および乾燥機を設置すること。
7. 車掌、運転士共に日勤行路が少ないことから、泊まり行路の内、1日のみ年休を取得した際の勤務指定を明らかにすること。
8. 労働基準法第40条の趣旨に則り、運転士、車掌共に出勤予備を配置すること。
9. 宿泊地、入出区(駅留置を含む)、車両形式等に偏りが無いように行路作成をすること。
10. 職場レイアウト、設備、業務内容等において、2023年12月1日に実施した交渉時からの変化点や社員からの声をもとに改善したものがあれば示すこと。
11. 埼京運輸区の寝室については、予備も含め男女共に十分な数を用意すること。

(運転士)

12. 泊まり行路における夜間の休養については、着発で6時間以上を確保すること。

(車掌)

13. 相鉄12000系に対する技量維持のため、現車を用いた訓練を実施すること。
14. 夜間の埼京線女性専用車両について、趣旨にそぐわない利用がされている実態に対する会社の見解と対策を具体的に示すこと。
15. 施策実施後は労使で検証を行い、発生した問題点については別途協議するとともに、速やかに解決すること。